

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ライフドリンク カンパニー	コード	2585
提出日	2026/6/3	異動（予定）日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	山本 淳	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	鈴木 順子	社外取締役	○														○	新任	有
3	近江 博英	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
4	羽田 由可	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
5	井上 智英子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		経営コンサルタント、公認会計士としての豊富な知識に加え、代表取締役として経営に携わるなど、経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有し、当社から独立した社外の視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断して選任しております。また株式会社東京証券取引所が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たすとともに、過去10年以内に当社の業務執行者ではなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高いため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
2		人事組織開発に関する豊富な知識に加え、代表取締役として経営に携わるなど、経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有し、当社から独立した社外の視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断して選任しております。また株式会社東京証券取引所が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たすとともに、過去10年以内に当社の業務執行者ではなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高いため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
3		公認会計士としての専門知識と幅広い見識を有し、当社から独立した社外の視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断して選任しております。また株式会社東京証券取引所が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たすとともに、過去10年以内に当社の業務執行者ではなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高いため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
4		弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、当社から独立した社外の視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断して選任しております。また株式会社東京証券取引所が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たすとともに、過去10年以内に当社の業務執行者ではなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高いため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
5		公認会計士・税理士としての専門知識と幅広い見識を有し、当社から独立した社外の視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断して選任しております。また株式会社東京証券取引所が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たすとともに、過去10年以内に当社の業務執行者ではなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高いため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。